

徳島県規則第七十一号

個人情報保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十二月二十六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

個人情報保護に関する法律施行細則（令和五年徳島県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

様式第三号中「主たる」を「主たる」及び「次」を「次」及び「用紙」を「用紙」及び「住所」を「住所」及び「請求の際、」を「請求の際、」及び「旅券」を「旅券」及び「又は」を「又は」及び「当該」を「当該」及び「欄は、」を「欄は、」に改め、「☐健康保険被保険者証」を挿入。

様式第十五号中「主たる」を「主たる」及び「次」を「次」及び

☐ 本人

☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人

☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意

代理人

「
」 及び 「住所」を「住所」及び「請求の際、」を「請求の際、」

「
」 及び 「旅券」を「旅券」及び「又は」を「又は」及び「当該」を「当該」及び「欄は、」を「欄は、」に改め、「☐健康保険被保険者証」を挿入。

様式第二十三号中「主たる」を「主たる」及び「次」を「次」及び

☐ 本

人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人

「
」 及び ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任

意代理人

「
」 及び 「住所」を「住所」及び「法第98条第1項第1号」を「

個人情報保護に関する法律第98条第1項第1号」及び「ことを、」を「ことを、」及び「法第98条第1項第2号」を「同項第2号」及び「請求の際、」を「請求の際、」及び「旅券」を「旅券」及び「又は」を「又は」及び「当該」を「当該」及び「欄は、」を「欄は、」に改め、「☐健康保険被保険者証」を挿入。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の様式第三号、様式第十五号及び様式第二十三号に相当する改正前の様式第三号、様式第十五号及び様式第二十三号による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。